

「Covid-19 公衆衛生保全マップ」制限事項（主要部分の抜粋）

	レベルA（黄色・警戒レベル）	レベルB（赤色・危険レベル）
マスク	・屋外、屋内を問わずマスク着用義務（職場を含む）	・屋外、屋内を問わずマスク着用義務（職場を含む）
深夜の外出禁止	・深夜0時から午前5時までの間外出は禁止（急病等による外出は除く）	・深夜0時から午前5時までの間外出は禁止（急病等による外出は除く）
集会、公的イベント、社交行事等（屋内、屋外、公的、私的な場所を問わない）	・周囲と1.5m以上の間隔を保つ ・50人まで可（51人以上は禁止）	・禁止
公共交通機関・タクシー・自家用車 ※出発点が基準 ※フェリー等では、多数の経由地がある場合、最も高い人数制限が有効 ※航空機内及び空港内ではマスク着用義務 ※クルーズ船、レジャー船、海外からの観光船に関しては、下記「共通事項を参照」	・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客65%まで ・フェリーは乗客65%、キャビン付きのものは70%まで ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて4人まで ・8、9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて6人まで ・自家用車・タクシー等では、未成年の子供は親と同乗する場合、人数制限の対象外 ・運転手の1人乗車、または一、二等身家族・同棲者（正式）との同乗はマスク着用義務の対象外	・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客65%まで ・フェリーは乗客50%、キャビン付きは55%まで ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて2人まで ・8、9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて3人まで ・自家用車・タクシー等では、未成年の子供は親と同乗する場合、人数制限の対象外 ・運転手の1人乗車、または一、二等親親家族、同棲者（正式）の同乗はマスク着用義務の対象外
エレベーター エスカレーター	・必要な場合のみ使用で、乗員40%まで	・必要な場合のみ使用で、乗員10%まで ・エスカレーターがある場合は、高齢者・障害者のみが使用可
公共サービス（役場等）	・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループのテレワーク等による保護に加えテレワーク50%義務 ・主に予約制 ・会議等は50人まで	・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループのテレワーク等による保護に加えテレワーク50%義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制で ・会議等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、9人まで
民間企業	・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループのテレワーク等により保護 ・テレワーク50%義務 ・主に予約制 ・会議等は50人まで	・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループのテレワーク等により保護 ・テレワーク50%義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制 ・会議等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、9人まで

裁判所、検察庁、登記所等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・1 室に原則 30 人まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・1 室に原則 15 人まで ・事務サービスは緊急時のみ、かつ予約制で
病院・診療所等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・付き添い・訪問者は 1 人まで ・予定手術等は 20%減少（緊急手術を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・付き添い・訪問者は 1 人まで ・予定手術等は 80%減少（緊急手術を除く）
高齢者・ハイリスクグループ等の福祉施設、軍事施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・ハイリスクグループ施設は訪問禁止 ・その他施設は訪問者制限 ・KAPI 高齢者センター（Elderly Open Protection Center）は営業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問禁止 ・KAPI 高齢者センター（Elderly Open Protection Center）は営業禁止
レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・立食は禁止 ・客（席を待つ間）・従業員ともにマスク着用義務 ・1 テーブル 6 人まで ・定員 50～40%まで ・テーブルは互いに間隔をあける ・バーカウンターでは席は互いに 1.5m 以上の間隔を保つ（ペアは可） ・午後 11：30～午前 5 時は営業禁止（デリバリーは、アルコール飲料を除き可） ・生演奏の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・店内の営業は禁止（ホテルは、宿泊客に関してのみ対象外） ・午後 11：30 までは、デリバリー、テイクアウト、ドライブスルーは可 ・午後 11：30 以降は、アルコール飲料を除きデリバリーのみ可
バー、ナイトクラブ等の娯楽センター、冠婚葬祭・イベント会場等	<ul style="list-style-type: none"> ・立食は禁止 ・客（席を待つ間）・従業員ともにマスク着用義務 ・1 テーブル 6 人まで ・各テーブルは 1.8m 以上の間隔 ・バーカウンターでは席は互いに 1.5m 以上の間隔を保つ（ペアは可） ・定員 300 人以上の施設は、定員 50～40%・または最大 300 人まで ・定員 300 人までの施設は、定員 50～40%または最大 150 人まで ・午後 11：30 時～午前 5 時は営業禁止 ・生演奏の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止
食料品店（スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等）	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ ・100 m²までは 4 人まで、100 m²以上は 4 人に加え 10 m²毎に 1 人まで ・午後 11：30～午前 5 時は営業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ ・100 m²までは 4 人まで、100 m²以上は 4 人に加え 10 m²毎に 1 人まで ・午後 11：30 時～午前 5 時は営業禁止

<p>小売店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・100 m²までは 4 人まで、100 m²以上は 4 人に加え 10 m²毎に 1 人まで ・キオスクは従業員によるマスク着用義務、アルコール飲料は午後 11：30～午前 5 時販売禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・100 m²までは 4 人まで、100 m²以上は 4 人に加え 10 m²毎に 1 人まで ・一部例外を除き、営業開始時間は午前 10 時 ・キオスクは従業員によるマスク着用義務、アルコール飲料は午後 11：30～午前 5 時販売禁止
<p>理髪店、エステ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 2m 以上の間隔を保つ義務 ・100 m²までは 4 人まで、100 m²以上は 4 人に加え 10 m²毎に 1 人まで ・店内で待つことは禁止 ・予約制義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 2m 以上の間隔を保つ義務 ・100 m²までは 4 人まで、100 m²以上は 4 人に加え 10 m²毎に 1 人まで ・店内で待つことは禁止 ・予約制義務 ・営業は、月～金は午前 7 時～午後 10 時、土は午前 7 時～午後 9 時の間に可能
<p>ロタリー店、インターネットカフェ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、列は 5 人まで ・2.2 m²に 1 人まで ・1 テーブル 6 人まで ・手の消毒が義務 ・午後 11：30 時～午前 5 時は営業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲーム機のある店舗、インターネットカフェは営業禁止 ・1 テーブル 1 人まで ・手の消毒が義務 ・午後 11：30 時～午前 5 時は営業禁止
<p>スポーツ（競技、練習等）</p> <p>※追加的措置： https://gga.gov.gr/component/content/article/278-covid/2981-covid19-sports .</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競技は必要最小限の人数で、観戦は禁止 ・施設の種類や規模により人数を制限 ・スポーツ施設外の競技は参加者 50 人まで ・運動中はマスク着用の義務がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として競技、団体練習を禁止 ・屋外での 1 人トレーニングのみ可（トレーナー等付き添いは不可） ・Super League、Basket League、Champions League & Europa League は開催可
<p>スポーツジム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・待合室ではマスク着用義務 ・トレーニング中はマスクを外せるが、周囲と 2m 以上の間隔を保つ義務 ・10 m²に 1 人まで ・午後 8：30～午前 5 時は営業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止
<p>遺跡、博物館等</p>	<p>(1) 屋外施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 <p>(2) 室内施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 2m 以上の間隔を保つ義務 ・15 m²に 1 人まで ・団体は 10 人まで 	<p>(1) 屋外施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 <p>(2) 室内施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止

動物園、植物園	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 2m 以上の間隔を保つ義務 ・ライブショーは禁止 ・午後 11 : 30 時～午前 5 時は営業禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 2m 以上の間隔を保つ義務 ・ライブショーは禁止 ・午後 11 : 30 時～午前 5 時は営業禁止
映画館（屋外・室内含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・定員 50%まで ・休憩時間は禁止 ・電子チケットのみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止
児童遊戯場（室内）、児童公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・50 人まで ・1 テーブルに 6 人まで ・付き添いは 1 人まで、待合室内で 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止
コンサート、演劇等の公演	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち見禁止 ・定員 50%まで ・休憩時間は禁止 ・電子チケットのみ可 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止
カンファレンス・博覧会等	<ul style="list-style-type: none"> ・10 m²に 1 人まで ・50 人まで ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止
学校等教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内・屋外、休憩時間を含むマスク着用義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内・屋外、休憩時間を含むマスク着用義務 ・インターネットによる授業の導入 ・芸術学校は運営禁止
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット授業 ・出席をとまなう試験の禁止 ・図書室等の運営禁止 ・講演会等の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット授業 ・出頭による試験の禁止 ・図書室等の運営禁止 ・講演会等の禁止
教会等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・入場者は席を確保しなければならない ・10 m²に 1 人まで ・最大 50 人まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・10 m²に 1 人まで ・冠婚葬祭を含み、最大 9 人まで

共通事項

- 1 4歳以下の子供、医学的理由（呼吸器官の疾患等）のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式（冠婚葬祭含む）を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。
- 2 夜間の外出禁止に関しては、職場への移動は対象外。ただし、IDカード・パスポート等の提示に加え、雇用主等の証明書（電子かプリント）の提示が義務。民間部門の従業員等は、雇用主が「ERGANI」システムにおいて電子申請を行い、証明書は移動に必要な時間帯について最大14日間有効。自由業者は、「ERGANI」システムにて電子申請を行う。公共部門の職員等は、apografi.gov.grにて人事担当者が電子申請を行う。
- 3 違反金に関しては、個人に対しては原則150ユーロ。ただし、病院内はマスク着用義務違反300ユーロ。また、個人が禁じられたイベント等を開催した場合は数千ユーロ以上。
- 4 高齢者福祉施設に関しては、利用者の健康状態は毎日監視・報告される。従業員が5日間以上の休暇から復帰する場合等には、48時間以内のPCR検査（陰性）結果提示義務を負う。
- 5 店舗等の営業時間には、準備や清掃等の時間は含まれない。
- 6 レベルBでは、美術館・博物館（屋内）、テーマパーク、パーティー等の娯楽イベントの開催、路上市は禁止。
- 7 クルーズ船に関しては、入国制限全般が有効。寄港の初回はヴォロス、イラクリオン、カタコロス、ケルキラ、ピレウス、ロドスに限る。
- 8 クルーズ船を除くレジャー船に関しては、定員12人以上のものは、定員総数から12を引き、2で割ったものを12に足したものを乗客上限とする。ただし、海外からのものは乗客49人まで。
- 9 国内観光船は、乗客数上限80%まで、また周囲との距離1.5メートル以上を確保する義務を継続。海外からの観光船は乗客49人まで。